

# スマイルカードを使って 県立施設に行こう！

**無料開放**  
毎月第3日曜日・毎週土曜日



今日は天気もいいし、  
どこかにお出かけ  
しましょうか。



そういえば、  
滋賀プラスワンに  
“スマイルカード”が  
載っていたよ。

**「家族ふれあいサンデー」  
「体験学習の日」に  
スマイルカードを提示すると  
県立施設の常設展示が  
無料になります。**

詳細はこちらからも→



じゃあ、  
おじいちゃん  
おばあちゃんも  
誘って行きたい!!



やったあ!  
おでかけだあ☆



## 利用できる県立施設

- 醒井養鱒場
- 安土城考古博物館
- 琵琶湖博物館  
美術館
- 陶芸の森陶芸館

## スマイルカード 滋賀県



「家族ふれあいサンデー」  
「体験学習の日」は、  
スマイルカードで

**無料開放!**

みほん

ご利用の際にはこのカードを入館(場)時にお示しください。  
※ 常設表示のみ無料。(陶芸館のみ企画展示も無料)

**家族ふれあいサンデー**  
♥ 対象日 毎月第3日曜日  
♥ 対象者 県内に在住する  
親子・家族連れ

## 体験学習の日

♥ 対象日 毎週土曜日  
♥ 対象者 県内に在住または  
県内の学校・園に在学・在園  
している18歳  
未満の子ども

問い合わせ先  
滋賀県教育委員会事務局  
生涯学習課  
TEL 077-528-4654



におねっと <https://www.nionet.jp/>

## 「家族ふれあいサンデー」と「体験学習の日」の違いについて

	家族ふれあいサンデー	体験学習の日
開始時期	昭和54年～ 「家庭の日」の運動に呼応し、家族のふれあいを深める運動を積極的に推進したことがきっかけとなり始まる。	平成4年～ 学校週5日制(第2土曜日)が始まり、土曜日に子ども達が過ごす場を提供するために、子どもを対象に県立施設を無料開放したことがきっかけとなり始まる。
趣旨・目的	家族で一緒に出かける機会を提供し、家族のふれあいや絆を深める。	子どもたちの体験学習の機会を提供し、「生きる力」や「豊かな心」を育む。
対象日	毎月第3日曜日	毎週土曜日
対象者	県内に在住する <b>親子・家族連れ</b>	県内に在住または県内の学校・園に在学・在園している18歳未満の <b>子ども</b>
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>醒井養鱒場(入場料)</li> <li>安土城考古博物館(常設展示の観覧料)</li> <li>琵琶湖博物館(常設展示の観覧料)</li> <li>美術館(常設展示の観覧料)</li> <li>陶芸の森陶芸館(企画展示の観覧料)</li> </ul> ※ 県内の小、中学生はいつでも無料です。	<p><b>★各施設の開館状況等をご確認のうえ、お出かけください。</b></p>

スマイルカードは、「教育しが4月号」「滋賀プラスワン3・4月号」「滋賀プラスワン9・10月号」に掲載予定です。お持ちでない場合は、県内在住等が証明できるものがあれば利用可能です。